

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

淀川区役所 政策企画課

- 1 日 時 令和7年3月6日（木） 10時 ～ 12時
- 2 場 所 淀川区役所 5階 501会議室
- 3 団体名 大阪社会保障推進協議会
- 4 協議等の趣旨 「2024年度大阪市24区キャラバン行動要望書」についての協議
- 5 出席者
(団体側)
代表者 他14名

(本市)
淀川区役所 11名
- 6 議 事
(1) 介護保険について（項目番号1）
団体要望 概要
 - ・介護認定について、申請から認定まで30日以内となっていると思うが、現状として、それより長いという認識がある。認定調査自体は区役所では実施していないが、審査会は各区が実施しており、申請から審査会までの日数である程度は早い、遅いという感覚はあると思う。実情はどうか。
 - ・区役所へ相談があった際には丁寧な対応をしていると思うが、団体の方へも介護認定をどのように受ければよいかわからないという旨の相談が相当数ある。広報誌で年に1回くらいは記事を掲載するとか、医療機関へも周知することでスムーズな認定申請に繋がるような取り組みが必要ではないか。
 - ・がん患者など緊急を要する方の認定申請での状況はどうか。
 - ・介護保険所管課へ寄せられる相談は、家族からの相談も多いと思う。近年では働きながら介護をしている方も多いと思う。区役所へ寄せられる相談のうち家族からの相談はどれくらいの件数があるのか。

本市説明概要

- ・新型コロナウイルス感染症による臨時的な取り扱い期間は終了し、現在はコロナ渦前の取り扱いに戻っているものの、認定申請件数が非常に増えている状況である。認定までに時間を要していることは承知している。福祉局の方でも対応件数を増やせるよう、委託事業者等各所と調整していると聞いており、できる限り早期に認定できるよう努めていると聞いている。
- ・初めて手続きをされる方から、区役所へもどこに何を相談すればよいのか分からないという旨の相談も寄せられている。現状でも、包括支援センター協議会の委員にも医師会や薬剤師会等の委員がおり、医療機関や薬局でのチラシの配架にご協力いただいている。広報誌でも高齢者保健福祉月間に合わせて記事を掲載しているが、より一層の周知ができるよう引き続き検討していく。
- ・重病である等、申請時に緊急性を要することが判明した場合は、個別対応しており、できる限り要望に応じた対応ができるよう努めている。
- ・区役所への相談者の分類はしていないが、ご家族からのご相談も多いということは認識している。切実な状況であるとの声をお聞きしており、今後も職員一同受け止めてまいりたい。

(2) 医療、国民健康保険、健康診断について（項目番号2～4）

団体要望概要

- ・医療機関に受診した際には既に手遅れだったという事案があり、検診を受診していなかった。重症化すればするほど医療費が増嵩する傾向にあり、早期の発見が医療費縮減にもつながる。大阪市は検診の受診率が低いがこのことについてどのように考えているのか。
- ・大阪市のがん検診の受診状況は、胃がん 2.1%、大腸がん 3.9%、肺がん 3.4%、乳がん 6.8%、子宮がん 9.5%となっていて、このような低い受診率は、他の自治体で見られない。受診率が低い理由に無料でないことが挙げられるのではないかと。数百円から千円程度と安価だと思っているかもしれないが、市民検診の対象は非正規労働や無職者が多いと思われ負担してまでわざわざ受診しようと思わない。受診すれば貰えるのがアスマイルポイントではなく、例えばお米ポイントなど情勢を踏まえたインセンティブをつけるような取り組みが必要ではないか。
- ・他区に比べて淀川区では若年層が多いが、みんなが待遇の良い環境で働いているわけではない。一部負担金減免制度の実績 2 件は、いずれも高額な医療費となっている。大阪での一部負担金減免制度の実績が少ない中、2 件という数字は大きいと思うので申請までの経緯があれば教えてほしい。
- ・国民健康保険料の滞納 4505 件であるところ、旧の制度である短期証は 977 件、資格証明書は 535 件となっており、全ての滞納者に発行されているわけではないようだ

がどのような基準で交付されるのか。

- 他の自治体の例であるが、障がい者施設入所者について、マイナ保険証へ切り替えようとするも施設での管理が困難であるとのことで断られたということがあった。行政としてはマイナ保険証を普及させ、効率化したいということで取り組んでいる中、大きな課題であると思う。淀川区内の状況はどうか。
- 生活保護受給者の特定健診の申請主義について、大阪府下の状況として、大阪市と同様の方法をとらない自治体もある。大阪市の回答では、他の健康保険に加入している可能性があることから精査が必要であるとのことだが、大阪市のやり方が多数派でもない。大阪市でもプッシュ方式で対応すべきではないか。

本市説明概要

- 検診の受診率低さは認識しており、イベントや地域会議等様々な機会を利用し、啓発活動をおこなっている。また、乳幼児健診や子育てサロンでも啓発に努めている。さらに、区広報誌の3月号では、検診の年間予定のお知らせを挟み込んでいる。今後も様々な機会をとらえて啓発に努めていく。
- 受診料負担やインセンティブ等のご意見は関係局へ共有していく。
- 限度額適用認定証等の申請の際に、医療費の支払いが困難だという相談があれば、一部負担金減免制度や無料定額診療の説明をしている。
- 資格証は現在、特別療養費という制度となっている。滞納額がいくらに達したら等の明確な基準はないが、1年間全く保険料の支払がなく、納付相談への呼びかけにも応じない場合に適用することが多い。医療機関で保険料を滞納しており支払が困難であるとの申出があれば、区役所へ相談するよう助言いただきたい。
- 現状として、障がい者施設等におけるマイナ保険証の拒否という実態の把握はしていないが、局の方へも事例を共有し、同様の相談があればよりよい提案ができるよう努めてまいりたい。
- 生活保護受給者の特定健診にかかる受診券の取り扱いについては、福祉局との連携も必要になると思われるが、ご要望の趣旨は当区より所管である健康局へ連携する。

(3) 生活保護及び困窮者支援について（項目番号5及び7）

団体要望 概要

- 他区での生活保護の受付面接に同行した際、記入を促された受付表の裏面に所持金等、申請書に記載するような詳細の記入を求めている。そもそも、受付表は指定の様式ではないのか、淀川区でも同様の情報の記載を求めているのか。
- 生活保護申請から開始までの間につなぎ資金としての貸付金について、現在は5,000円程度と認識しているが、保護費が支給されるまでは2週間以上かかり、物価高騰を踏まえるとこの金額で生活することは非常に困難である。余裕なくぎりぎりの状態

で申請するパターンもあると思う。区の予算の中で貸付金を増額する等の対応をすべきではないか。

- ・淀川区での事案で、生活保護受給者が持ち金を全額紛失したとのことで、区役所に相談すると民間が運営するフードバンクを紹介された聞いている。フードバンクがない区もあり、そのような案内を標準としているとすれば行政としてどうか。区役所でも一定の食料を準備する必要があるのではないか。
- ・日常的に服用している薬について、手元になくなってから医療機関を受診するよう指導されたという生活保護受給者がいる。日常必要としている薬は、突然の災害等の可能性を考えるとある程度残っている間に追加しようと思うのは当然なくなってから指導しているのか。

本市説明概要

- ・受付表は、局から指定された様式はない。また、淀川区の受付表では、氏名、生年月日、住所等の記入をお願いしている。
- ・一時的な貸付金に公費を投じることは難しいと思う。一方で、物価高騰を踏まえてさらに厳しい状況に置かれている状況があることも理解している。面接等を通して窮状を把握した世帯については、できるだけ速やかに認定できるよう、最優先で取り組んでいく。
- ・区役所での食料支援について、必要に応じて生活困窮者自立支援の窓口で食料支援を行っている。ご指摘の事案における個別事情は把握していないが、生活困窮者自立支援の窓口での食料備蓄は各ケースワーカーも承知していることなので、世帯の個別事情によっては民間のフードバンクも紹介することは考えられる。
- ・医療機関への受診のタイミングについて、当該事案の個別事情はわからないが、区として一律的にそのような指導している状況にはない。

(4) 保育、教育について（項目番号6）

団体要望概要

- ・淀川区では、行きたい保育所に通所できるという状況となっているのか。
- ・三津屋に所在の保育園が来年度をもって閉園するということだが、在園児の転園はスムーズにできているのか。

本市説明概要

- ・令和6年4月1日現在の統計上の待機児童数はゼロとなっているが、特定の保育所以外に希望されない等、希望通りに通園できていないケースはある。

- ・淀川区区内では、三国本町に 110 名規模の認可保育所が令和 7 年 4 月開所予定となっている。
- ・令和 8 年度には、新高、野中北、田川、宮原でそれぞれ定員 80 名から 90 名規模の認可保育所が、また、十三東で 2 歳児までを対象とした小規模保育所の開所が予定されている。
- ・現在、人件費の高騰や資材調達困難な状況も予想されており、こども青少年局から園舎建設工事の進捗管理が行われると聞いている。
- ・今後保育所の選択肢も増える等、区民ニーズに応じた保育所整備が進められているところである。
- ・閉園が予定されている保育園については、園において転園の意向調査を実施し、ご希望の転園時期に合わせて、転所の希望申請手続きをしていただいている状況。

(5) 災害対策について（項目番号 8）

団体要望 概要

- ・大津波が発生した際には、浸水等により使えない避難所もあると思う。その際は、他区へ二次避難することとされており、移動手段は徒歩が前提ということである。淀川区同様二次避難が想定されている他の区へ確認するとまだ詳細は詰め切れていないとのことだった。しかし、南海トラフ巨大地震の 30 年以内の発生確率は 80 パーセント程度といつ発生してもおかしくない状況である。淀川区での検討状況はどうか。
- ・発災の際、行政だけで対応することは不可能。防災訓練は、小学校で実施しているところが多いと思うが、中学生以上の若年層が大きな力となると思うので中学校でも防災訓練を行うことや、企業や専門学校等へも連携を呼びかければよいのではないか。

本市説明概要

- ・南海トラフ巨大地震が発生した場合、西淀川区側から浸水被害が発生すると想定されており、ハザードマップによると塚本、新北野、田川が浸水想定区域となっている。体育館や校舎 1 階に浸水した場合、塩害や感染症への懸念があり、しばらくは避難所として利用困難な状況になると思われ、その際は、鶴見区や旭区へ二次避難する想定となっている。実際に職員が徒歩により移動し検証したところ、昼頃からスタートし到着時には日が暮れた。高齢者等の要配慮者の乗る車いすを押しながら移動した場合を想定した検証では、一人では 1 Km も押すとへとへとになるような状況であり、要配慮者 1 名に 4～5 名の支援者が必要と考えられたため、本市危機管理室と協議したところ、大阪シティバスと連携協定するなどして、バス利用ができる方法を検討中とのことであった。しかしながら、発災時は淀川区だけが被害を受ける訳ではなく、

乗務員がバス営業所にたどり着くことができるのか等、課題もあり他のバス運行事業者への協力等、市で検討中である旨を把握している。また、物資搬入はトラック協会会員との連携協定を締結し備蓄倉庫から各避難所への搬送ルートは確保している。

- ・防災の面での行政と区内の専門学校等と連携として、津波避難ビルとして協力いただいている状況がある。そのほか、地域と専門学校で連携を結ぶ取組みを行っていると聞いている。

以上